今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付要綱

令和７年９月 30 日制定

今治市要綱

（目的）

第１条　この要綱は、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された本市の計画提案書（以下「本市提案書」という。）において対象とする地域（以下「対象地域」という。）の脱炭素化、再生可能エネルギーの導入等を推進するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年環政計発第 2203301 号。以下「国交付要綱」という。）に基づき国から交付される地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、予算の範囲内において間接補助事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

２　今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年環政計発第 2203303 号。以下「国実施要領」という。）、今治市補助金交付規則（平成 17 年今治市規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、国交付要綱、国実施要領及び規則において使用する用語の例による。

２　前項のほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　補助事業　補助金の交付決定の通知を受けた事業であって、別表に定める内容のものをいう。

（２）　補助事業者　補助事業を行う者で、別表に定める要件に該当する者をいう。

（３）　対象住宅　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第２条第１項に定める住宅であって、対象地域内に所在する戸建て（敷地を含む。）をいう。

（４）　補助対象経費　補助金の交付の対象となる経費で別表に定めるものをいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、対象住宅で補助事業を実施する当該対象住宅の居住者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

（１）　法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者

（２）　暴力団（今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号。以下「暴力団条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団と関係を有している者

（３） 代表者又は役員のうちに暴力団員等（暴力団条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある法人又は団体

（４） 申請者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納している者。また、申請者が個人事業主の場合、個人及び世帯員の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納している者

（５） 補助対象設備について国又は本市が実施する他の補助金の交付を受けている者

（６） その他市長が適当でないと認める者

（補助事業の要件）

第４条　補助事業及び事業の実施に係る要件等は、次の各号のほか、別表に定めるとおりとする。

（１） 補助申請を行う年度に設備を設置した住宅であって、自ら居住する市内の住宅に設備を設置した者又は自ら居住するために市内に設備付きの住宅を購入した者

（２） この要綱に定める補助金は、原則として、同一対象住宅における、同一種類の対象設備につき、１回に限り交付するものとする。

（３） 補助事業者は、住宅の効率的な電気利用に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用に向け、本市提案書に係る共同提案者等と実施する家庭等の余剰電力の利活用の取組等に協力するものとする。

（補助金の交付額）

第５条　補助金の交付額は、別表で定める補助対象設備ごとに算出した補助額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

２　前項の補助額の算出に際しての補助対象となる経費は、消費税、地方消費税及び県その他団体から交付される補助金に相当する額を控除した額とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付申請書（別記様式第１号）に、別表に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　申請者は、補助金の受領を補助対象工事の施工業者に委任することができる。この場合において、当該申請者は、前項の補助金交付申請書に今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金の請求及び受領に関する委任状（別記様式第１号の２）を添付しなければならない。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、交付決定をしたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により、不交付の決定については

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金不交付決定通知書（別記様式第３号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第８条　市長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

（１）　申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、別に市長が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

（２）　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（３）　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

（申請の取下げ等）

第９条　第７条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付決定の内容又は付された条件に不服があるときは、今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付申請取下書（別記様式第４号）申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更の申請等）

第10条　補助事業者は、交付決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金変更等承認申請書（別記様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　補助事業の内容の変更をしようとするとき。

（２）　事業費の 20%以上の増減を伴う変更をしようとするとき。

２　市長は、前項の申請があったときは、審査のうえ変更の承認の適否を決定し、決定した内容を今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付決定変更等承認通知書（別記様式第６号）又は今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付決定変更等不承認通知書（別記様式第７号）により、補助事業者に通知する。

（補助事業の中止等）

第11条　補助事業者は、補助金の交付決定後、当該補助事業の廃止若しくは一部の中止をしようとするとき又は補助金の交付条件の変更を受けようとするときは、今治市脱炭素先行地域づく

り事業費（住宅対象）補助事業(廃止・中止・条件変更)承認申請書(別記様式第８号)により申請し、市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、補助金の交付の決定後、天災地変その他の補助事業者の責任に帰さない事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき又は遂行できなくなったときは、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分を除き、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

３　市長は、第１項の申請に対し、補助事業の廃止若しくは一部の中止又は条件の変更を認めたときは、今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付決定取消等通知書(別記様式第９号)により、補助事業者に通知する。

（実績報告）

第12条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金実績報告書（別記様式第 10 号、以下「実績報告書」という。）に別表に定める関係書類を添えて、原則として、補助事業が完了した日から 30 日以内又は補助事業を実施する年度の１月 31 日までのいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

（補助金の額の確定等）

第13条　市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付額確定通知書（別記様式第 11 号）で当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第14条　市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し必要な是正のための所要の措置をとるべきことを指示するものとする。

２　第 11 条の規定は、前項の規定による指示に従ってとるべき措置の完了について準用する。

（補助金の交付）

第15条　第 13 条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付請求書（別記様式第 12 号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。ただし、受領委任をしている場合は、施工業者の任意の様式により請求することができる。

２　前項の請求書は、第 13 条の規定により確定する交付額が交付決定額と同一金額である場合に限って受け付けることを条件として、実績報告書と併せて提出することができる。この場合において、補助事業の内容に則った事業が行われていないときは、その請求書は提出がなかったものとみなす。

３　前項の規定により、請求書を受け付けたときは、第 13 条の額の確定通知を省略することができる。

（決定の取消し）

第16条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　補助金を他の用途に使用したとき。

（２）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（４）　法令若しくはこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　市長は、第１項の規定による取消しをした場合は、書面により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消にかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限等）

第18条　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、処分制限期間内において市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、廃棄し、又は取り壊してはならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した取得財産等（取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品その他の重要な財産に限る。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める補助対象設備の耐用年数の期間内に規則第 20 条第１項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金に係る財産処分承認申請書（別記様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、環境省中国四国地方環境事務所長の承認を受けた上で、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対して書面で通知する。

４　市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

５　市長は、第２項の規定による申請をした者について、正当な理由がないと認めたときは、当該申請者に対して書面で通知する。

（立入検査等）

第19条　市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて設備の設置状況等についての報告を求め、又は、現地調査等を行うことができるものとする。

（関係書類の整備）

第20条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（自家消費割合の報告）

第21条　太陽光発電設備に係る補助事業者は、市長が別途通知する日までに、今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金に係る自家消費割合実績報告書（別記様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業者は、市長が別途指定するＨＥＭＳデータの提出にかえることができる。

（脱炭素先行地域づくり事業等に関する協力）

第22条　市長は補助事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

（１）　補助対象設備の使用状況や二酸化炭素排出削減量等に関するアンケート

（２）　その他市が進める脱炭素先行地域づくり事業等に関するアンケート

（３）　今後、国等から追加要望がある場合に各種データ提供に関する調査

２　補助事業者は、前項の事項について、市長から協力を要請された場合は、これに応じ、必要な協力をしなければならない。

（委任）

第23条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年 10 月１日から施行する。

別表（第２条、第４条、第５条、第６条及び第 12 条関係）

１　補助対象事業及び事業の実施に係る要件等は、国実施要領別紙１の１．の事業の要件並びに別表第１（交付対象事業費：設備整備事業）の規定によるほか、下表のとおりとする。

補助対象事業	対象設備	事業実施主体及び補助要件	補助率及び補助上限	導入を要する設備等
再エネ設備整備	太陽光発電設備（屋根置型太陽光パネル又はソーラーカーポート）	国実施要領の別紙１の２．ア（ア）のとおり ただし、ソーラーカーポートは太陽光パネルが住宅の屋根に設置できない場合に限る	２／３以内 ただし、設置容量１kW あたり上限 29 万円（税抜）とする	必須
基盤インフラ整備	蓄電池（家庭用蓄電池をいう。）	国実施要領の別紙１の２．イ（エ）のとおり ただし、メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであるもの	２／３以内 ただし、蓄電容量１kWh あたり上限 25 万円（税抜）とする	選択（※１）
	その他基盤インフラ設備（ＨＥＭＳ（ホームエネルギーマネジメントシステム））	国実施要領の別紙１の２．イ（オ）のとおりであって「ＥＣＨＯＮＥＴ Ｌｉｔｅ」規格を標準インターフェースとして搭載しているもの 補助事業で導入した設備の発電量、蓄電量及び電力使用量並びに住宅全体の売電量及び買電量等が計測できるもの	２／３以内	必須

省ＣＯ２等設備整備	高効率給湯機器（燃料電池又はヒートポンプ式給湯機）	国実施要領の別紙１の２．ウ（テ）のとおり	２／３以内 燃料電池の場合、補助対象経費の上限を 135 万円（税抜）とする ２／３以内 ヒートポンプ式給湯機の場合、補助対象経費の上限を 55 万円（税抜）とする	選択（※１）

※１　上記表内で「選択」となっている設備については、１設備以上の導入を条件とする。

2　交付申請書に添付すべき書類は下表のとおりとする。

補助対象設備	添付書類
共通	（１）　事業経費において、補助対象経費が確認できる書類（別紙） （２）　住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。発行日から３か月以内のもの （３）　補助対象事業に係る設備利用者と住宅の所有者が異なる場合は、所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類 （４）　補助対象経費が把握できる見積書等 （５）　ＣＯ２削減効果の算定根拠資料 （６）　補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表（補助対象設備ごとの工事期間、導入時期が判別できること）。ただし、見積書等別の書類において工期・納期が明らかな場合は提出を省略できる （７）　補助対象事業を実施する対象住宅の施工前の全景写真 （８）　ＨＥＭＳデータ収集等に関する同意書 （９）　その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備、 蓄電池、ＨＥＭＳ、高効率給湯機器	（１）　補助対象設備の仕様書又はカタログ （２）　補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの （３）　施工前の写真 （４）　太陽光発電設備の場合は、年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料 （５）　蓄電池の場合は、蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における対象システムとして、当該補助事業に係る補助金執行団体に登録されていることが分かる書類 （６）　高効率給湯機器について、既に設置している給湯機器を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること）

3　実績報告書に添付すべき書類は下表のとおりとする。

補助対象設備	添付書類
共通	（１）　契約書等の写し（設備導入及び売電に関するもの） （２）　領収書の写し等。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの ※受領委任をした場合は、補助対象工事の施工業者が発行する市への請求書及び補助事業者の支払いに係る領収書の写し （３）　導入した設備等に係るメーカーが発行する出荷証明書、納品書又は保証書等の写し （４）　その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備	（１）　導入設備の次の部分について、設置後の写真 ア　全ての太陽電池モジュール イ　パワーコンディショナ（この表の共通の項添付書類の欄(３)に基づき提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） （２）　導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの
蓄電池	（１）　導入設備の次の部分について、設置後の写真（この表の共通の項添付書類の欄(３)に基づき提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） ア　蓄電池本体 イ　パワーコンディショナ ウ　蓄電システム付帯のＤＣ／ＤＣコンバータ （２）　導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの
ＨＥＭＳ、高効率給湯機器	（１）　導入設備について、設置後の写真（この表の共通の項添付書類の欄(３)に基づき提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）

	（２） 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの

別記様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付申請書

（宛先）今治市長

住　所

氏　名

電話番号

E-mail

標記の補助金の交付を受けたいので、今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金申請額　　円

※内訳、算定根拠等については別紙のとおり

（添付書類）

１　別表に定める交付申請書に添付すべき書類

金融機関名　銀行／金庫／農協	支店／支所
口座名義人	フリガナ
預金種別　普通／当座	口座番号

私は、この請求をするに当たり、次の場合には、補助金の交付決定の取り消しを受けることがあることを了知しており、また、返還命令のあった場合は、これに従い交付を受けた補助金に加算金を付して返還いたします。

（１） 補助金を他の用途に使用したとき。

（２） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（４） 法令若しくは要綱第 16 条に違反し又は市長の指示に従わなかったとき。

別紙（内訳、算定根拠等）

1　申請する補助対象設備と交付申請額

補助対象設備	交付申請額（税抜）
太陽光発電設備（□屋根置型太陽光パネル　□ｿｰﾗｰｶｰﾎﾟｰﾄ）	金　　円
蓄電池	金　　円
ＨＥＭＳ（ホームエネルギーマネジメントシステム）	金　　円
高効率給湯機器（□燃料電池　□ヒートポンプ式給湯機）	金　　円
交付申請額合計	**金　　円**

2　補助対象事業の開始及び完了の予定日

開始予定日	完了予定日
年　月　日	年　月　日

※開始予定日：契約予定日又は工事着工予定日のいずれか早い日

※完了予定日：工事完了予定日又は支払い完了予定日のいずれか遅い日

3　添付書類

（1）　共通

□　住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。発行日から３か月以内のもの）

□　【補助対象事業に係る設備利用者と住宅の所有者が異なる場合】所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類

□　補助対象経費が把握できる見積書等

□　ＣＯ２削減効果の算定根拠資料

□　補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表（補助対象設備ごとの工事期間、導入時期が判別できること）。ただし、見積書等別の書類において工期・納期が明らかな場合は提出を省略できる

□　補助対象事業を実施する対象住宅の施工前の全景写真

□　ＨＥＭＳデータ収集等に関する同意書

□　【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類（　　）

（２） 設備関係

□ 【太陽光発電設備・蓄電池・ＨＥＭＳ・高効率給湯機器】補助対象設備の仕様書又はカタログ

□ 【太陽光発電設備・蓄電池・ＨＥＭＳ・高効率給湯機器】補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの

□ 【太陽光発電設備・蓄電池・ＨＥＭＳ・高効率給湯機器】施工前の写真

□ 【太陽光発電設備】年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料

□ 【蓄電池】蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における対象システムとして、当該補助事業に係る補助金執行団体に登録されていることが分かる書類

□ 【高効率給湯機器】既に設置している給湯機器を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。）

4 誓約事項

□ 導入する設備は、法令、条例等に適合して設置すること

□ 要綱第３条第２項各号のいずれにも該当しないこと

□ 市から導入設備の使用状況報告の要請があった場合は速やかに対応すること

□ 補助金受給完了後も、管理台帳により導入設備の善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること

□ この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第 17 条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと

□ 発電した電力の 30%以上を設置した住宅で自家消費すること

□ 太陽光発電設備を導入する場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度の認定又はＦＩＰ(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと

□ 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助金を活用して取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと

□ 今治市が脱炭素先行地域づくり事業を行うにあたり、生活スタイルに応じた居住データを分類しエネルギー使用量の最適化モデルを構築するため、本補助金を活用し設置したＨＥ

ＭＳの電力使用状況等データを本市に提供すること。本市からエネルギー使用量等の報告を求められた場合は、調査に応じること

□　今治市が脱炭素先行地域づくり事業で計画している余剰電力取引（Ｐ２Ｐ）事業に協力すること

□　将来、今治市が電力の地産地消事業を開始したときは、余剰電力の売電先を本市が指定する業者に切替えること

□　今治市が脱炭素先行地域づくり事業で計画している地域エネルギー会社等が再生可能エネルギー由来の電気（以下「再エネ電気」という。）の供給を開始した場合、再エネ電気の切替へ協力すること

□　導入設備に関する使用状況等のデータの提供、アンケート等への回答に協力すること

5　市税納付状況確認

補助金申請のため、私の世帯全員の市税の納税状況等を調査することについて同意します。

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者より補助金交付申請があったので世帯全員の納税状況調査をお願いします。

年　　月　　日

納税課長様

環境政策課長

市税滞納の有無	滞納がないとき・・・・滞納なし 滞納があるとき・・・・滞納あり

納税状況は上記のとおりです。　　年　　月　　日　　納税課長　　印

6　設備の設置等を行う者

法人等名称	
代表者役職・氏名	
担当者役職・氏名	
住所	
電話番号	
E-Mail	

7　現在の電力使用状況

直近１年間の電力使用量	kWh／年

8　補助対象設備の内容

太陽光発電設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	（間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
	機械器具費			円
	測量及び試験費			円
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
A　補助対象経費の小計				円
B　他補助金の活用予定　※複数ある場合は全て記入すること		他補助金名	（　　）	
		他補助金額		円
C　補助対象経費の合計（＝A-B）				**円**
交付申請額【千円未満切捨て】 （補助対象経費）×２/３※ ※設置容量は１kW あたり上限 29 万円（税抜）とし、補助対象経費の合計（C）と導入する太陽光発電設備容量上限（29 万円）×発電出力（D）を比較し、いずれか低い方の額×２/３を交付申請額とする				**円**

※　既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

※　今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金との併用はできません。

太陽光発電設備導入による効果等

D　発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力）		kW
E　発電出力当たりの費用単価（C÷D）		円/kW
F　パワーコンディショナの定格出力		kW
G　年間の想定自家消費電力量		kWh
H　年間の想定発電量		kWh
I　自家消費率（G÷H×100）　※30%以上であること		%
J　導入設備の CO2 削減効果		t-CO2/年

蓄電池の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	（間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
	機械器具費			円
	測量及び試験費			円
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
A　補助対象経費の小計				円
B　他補助金の活用予定　※複数ある場合は全て記入すること		他補助金名	（　　）	
		他補助金額		円
C　補助対象経費の合計（＝A-B）				**円**
交付申請額【千円未満切捨て】 （補助対象経費）×２/３※				**円**

※蓄電池設備容量は１kWh あたり上限 25 万円（税抜）とすし、補助対象経費の合計（C）と導入する蓄電設備容量上限（25 万円）×蓄電容量（D）を比較し、いずれか低い方の額×２/３を交付申請額とする	

※　既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

※　今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金との併用はできません。

蓄電池導入による効果等

D　蓄電容量		kWh
E　蓄電容量当たりの費用単価（C÷D）		円/kWh
F　パワーコンディショナの定格出力		kW

ＨＥＭＳの補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	（間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
	機械器具費			円
	測量及び試験費			円
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
A　補助対象経費の小計				円
B　他補助金の活用予定 ※複数ある場合は全て記入すること		他補助金名	（　　）	
		他補助金額		円
C　補助対象経費の合計（＝A-B）				円

交付申請額【千円未満切捨て】 C（補助対象経費）×２/３		**円**

※　既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

※　今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金との併用はできません。

高効率給湯機器の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	（間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
	機械器具費			円
	測量及び試験費			円
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
A　補助対象経費の小計				円
B　他補助金の活用予定　　他補助金名 ※複数ある場合は全て記入すること　　他補助金額			（　　） 	 円
C　補助対象経費の合計（＝A-B）				**円**
交付申請額【千円未満切捨て】 C（補助対象経費）×２/３ ただし、燃料電池において、C が 135 万円を超える場合は、135 万円×２/３を交付申請額とする ヒートポンプ式給湯機において、C が 55 万円を超える場合は、55 万円×２/３を交付申請額とする				**円**

※　既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

※　今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金との併用はできません。

高効率給湯機器導入による効果等

D　導入機器の CO2 削減効果		t-CO2/年

別記様式第１号の２（第６条関係）

年　月　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金の請求及び受領に関する委任状

（宛先）今治市長

委任者（補助事業者）

住　所

氏　名

今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金の請求（実績報告書の提出を含む。）及び受領に関する一切の権限を下記の者に委任いたします。

記

受任者

所在地

業者名

代表者

電話番号

E-Mail

※　受任者は、補助金の交付決定が得られなかった場合、又は取り消された場合には、委任者に対し、補助金相当額の支払いを請求するものとし、その旨を了解しています。また、本補助金相当額は、事業が完了したのち、適切に実績報告書の提出がなされ、請求があってから、支払いが行われることも了解しています。

別記様式第２号（第７条関係）

今治市指令記号　　第　　号

年　　月　　日

様

今治市長

（公印省略）

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けをもって交付申請のあった今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金については、次のとおり条件を付けて交付することに決定したので通知します。

記

１　補助金の額

金　　円

２　補助金の対象となる事業

今治市脱炭素先行地域づくり事業（住宅対象）

３　補助金交付の条件

（１）　申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、別に市長が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

（２）　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（３） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件に従うこと。

※　不正な手段により補助金を受けたとき又は補助金の交付の条件に反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別記様式第３号(第７条関係)

今治市指令記号　　第　　号

年　　月　　日

様

今治市長

(公印省略)

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けをもって交付申請のあった今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金については、次のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

１　不交付と決定した理由

別記様式第４号(第９条関係)

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付申請取下書

(宛先) 今治市長

住　所

氏　名

年　月　日付け今治市指令記号第　　号で交付決定通知のあった補助事業を次のとおり取り下げたいので、今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付要綱第９条の規定により申請します。

記

１　取り下げの理由

別記様式第５号(第 10 条関係)

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金変更等承認申請書

(宛先) 今治市長

住　所

氏　名

年　月　日付け今治市指令記号第　　号で交付決定通知のあった補助事業を次のとおり変更したいので、今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付要綱第 10 条の規定により申請します。

記

１　変更の内容

変更前	変更後

(経費の内訳)　変更後の交付申請書別紙を添付すること。

２　変更の理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　変更による交付希望補助金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　変更後の事業期間（交付申請時から変更が無ければ記載不要）

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　から　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　まで

別記様式第６号(第 10 条関係)

今治市指令記号第　　号

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付決定変更等承認通知書

様

今治市長

（公印省略）

年　月　日付けで変更等承認申請のあった今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金の変更については、次のとおり承認したので通知します。

記

１　承認の内容

別記様式第７号(第 10 条関係)

今治市指令記号第　　号

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金交付決定変更等不承認通知書

様

今治市長

（公印省略）

年　月　日付けで申請のあった今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助金の変更については、次のとおり承認しないこととします。

記

１　不承認の理由

別記様式第８号(第 11 条関係)

年　月　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費（住宅対象）補助事業

（廃止・中止・条件変更）承認申請書

（宛先）今治市長

住　所

氏　名

年　月　日付け今治市指令記号第　　号で交付決定通知のあった補助事業について(廃止・中止・条件変更)したいので、今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付要綱第 11 条の規定により申請します。

記

１　（廃止・中止・条件変更）の理由(一部中止の場合は、その範囲も)

２　（廃止・中止・条件変更）の時期

３　一部取り消しによる交付希望補助金額　　金　　円

４　天災地変等で補助事業者の責任に帰さない事情の変更による中止により特別に必要となった次に掲げる経費の金額　　金　　円

＊内訳書及び領収書の写しを添付すること

＊４に該当する場合は、補助事業者が負担すべきことが分かる資料及び保険等関係書類を添付すること。

＊４に該当する場合は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象となる場合に限る。

別記様式第９号(第 11 条関係)

今治市指令記号第　　号

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付決定取消等通知書

様

今治市長

(公印省略)

年　月　日付け今治市指令記号第　　号をもって交付決定のあった今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金については、次のとおり(廃止・中止・条件変更)することに決定したので通知します。

記

１　取消し(条件変更)の範囲及び理由

２　一部取消しの場合

変更後の補助金額　　交付決定額　　円

３　天災地変等補助事業者の責任に帰さない事情の変更による中止の場合で、特別に支出する経費に対する補助金額

交付決定額　　円

別記様式第10号(第12条関係)

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金実績報告書

(宛先) 今治市長

住　所

氏　名

年　月　日付け今治市指令記号第　　号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1　補助事業の実施期間

(1)　開始年月日　　年　　月　　日

(2)　完了年月日　　年　　月　　日

2　交付決定額及び補助事業に要した経費(税抜)

交付決定額	補助対象経費	活用する他の補助金
円	円	円

3　関係書類(別紙)

別紙

1　補助対象事業の概要

導入した補助対象設備
□ 太陽光発電設備（□屋根置型太陽光パネル　□ソーラーカーポート）
□ 蓄電池
□ ＨＥＭＳ
□ 高効率給湯機器（□燃料電池　□ヒートポンプ式給湯機）

2　交付決定又は変更承認の内容から変更があった場合の変更内容

3　添付書類

（1）　共通

□　契約書等の写し（設備導入及び売電に関するもの）

□　領収書の写し等。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの

※受領委任をした場合は、補助対象工事の施工業者が発行する市への請求書及び補助事業者の支払いに係る領収書の写し

□　導入した設備等に係るメーカーが発行する出荷証明書、納品書又は保証書等の写し

□　【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類

（　　）

（2）　設備関係

□　【太陽光発電設備】導入設備の次の部分について、設置後の写真

ア　全ての太陽電池モジュール

イ　パワーコンディショナ（出荷証明書等の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）

□　【太陽光発電設備】導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの

□　【蓄電池】導入設備の次の部分について、設置後の写真（出荷証明書等の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）

ア　蓄電池本体

イ　パワーコンディショナ

ウ　蓄電システム付帯のＤＣ／ＤＣコンバータ

□　【蓄電池】導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの

□　【ＨＥＭＳ・高効率給湯機器】導入設備について、設置後の写真（出荷証明書等の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）

□　【ＨＥＭＳ・高効率給湯機器】導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの

4　補助対象設備の内容

太陽光発電設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円

	付帯工事費			円
	機械器具費			円
	測量及び試験費			円
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
A　補助対象経費の小計				円
B　他補助金の活用予定 ※複数ある場合は全て記入すること		他補助金名 他補助金額	（　　） 	 円
C　補助対象経費の合計（＝A-B）				円
交付申請額【千円未満切捨て】 （補助対象経費）×２/３※ ※設置容量は１kW あたり上限 29 万円（税抜）とし、補助対象経費の合計（C）と導入する太陽光発電設備容量上限（29 万円）×発電出力（D）を比較し、いずれか低い方の額×２/３を交付申請額とする				円

※　既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

※　今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金との併用はできません。

太陽光発電設備導入による効果等

D　発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力）		kW
E　発電出力当たりの費用単価（C÷D）		円/kW
F　パワーコンディショナの定格出力		kW
G　年間の想定自家消費電力量		kWh
H　年間の想定発電量		kWh
I　自家消費率（G÷H×100）　※30％以上であること		%
J　導入設備の CO2 削減効果		t-CO2/年

蓄電池の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）

工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	（間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
	機械器具費			円
	測量及び試験費			円
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
A　補助対象経費の小計				円
B　他補助金の活用予定 ※複数ある場合は全て記入すること		他補助金名 他補助金額	（　　） 	 円
C　補助対象経費の合計（＝A-B）				**円**
交付申請額【千円未満切捨て】 （補助対象経費）×２/３※ ※蓄電池設備容量は１kWh あたり上限 25 万円（税抜）とし、補助対象経費の合計（C）と導入する蓄電設備容量上限（25 万円）×蓄電容量（D）を比較し、いずれか低い方の額×２/３を交付申請額とする				**円**

※　既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

※　今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金との併用はできません。

蓄電池導入による効果等

D　蓄電容量		kWh
E　蓄電容量当たりの費用単価（C÷D）		円/kWh
F　パワーコンディショナの定格出力		kW

ＨＥＭＳの補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A　補助対象経費の小計			円
B　他補助金の活用予定		他補助金名	（　　）
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C　補助対象経費の合計（＝A-B）			**円**
交付申請額【千円未満切捨て】 C（補助対象経費）×２／３			**円**

※　既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

※　今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金との併用はできません。

高効率給湯機器の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円

		一般管理費		円
	付帯工事費			円
	機械器具費			円
	測量及び試験費			円
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
A　補助対象経費の小計				円
B　他補助金の活用予定		他補助金名	（　　）	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額		円
C　補助対象経費の合計（＝A-B）				円
交付申請額【千円未満切捨て】 C（補助対象経費）×２/３ ただし、燃料電池において、C が 135 万円を超える場合は、135 万円×２/３を交付申請額とする ヒートポンプ式給湯機において、C が 55 万円を超える場合は、55 万円×２/３を交付申請額とする				円

※　既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

※　今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金との併用はできません。

高効率給湯機器導入による効果等

D　導入機器の CO2 削減効果		t-CO2/年

別記様式第 11 号(第 13 条関係)

今治市指令記号第　　号

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付額確定通知書

様

今治市長

(公印省略)

年　月　日付け今治市指令記号第　　号で交付決定の通知をした補助金については、　　年　　月　　日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

1　交付決定額　　金　　円

2　確　定　額　　金　　円

※支払には、請求書が必要となります。

別記様式第12号(第15条関係)

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付請求書

(宛先) 今治市長

住　所

氏　名

年　　月　　日付け今治市指令記号第　　号で補助金交付額確定通知のあった補助金について今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

別記様式第 13 号（第 18 条関係）

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金に係る財産処分承認申請書

（宛先）今治市長

住　所

氏　名

電話番号

E-mail

年　　月　　日付け今治市指令記号第　　号により交付額確定通知を受けた取得財産等を処分したいので、今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付要綱第 18 条第２項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　処分する取得財産等

２　取得財産等の補助対象経費及び補助金額

補助対象経費	円
交付を受けた補助金額	金　　円

3　財産処分の内容

（1）　処分の理由			
（2）　取得年月日	年　　月　　日	経過年数	年　　月
（3）　処分の制限期間	年　　月　～　　年　　月頃		
（4）　処分の内容			
（5）　処分予定日	年　　月　　日		

4　補助金返還額及び算出根拠

補助金返還額	
算出根拠	

5　添付書類

平面図、見取図、対象機器仕様書、写真及び参考となる資料

別記様式第 14 号（第 21 条関係）

年　　月　　日

今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金に係る自家消費割合実績報告書

（宛先）今治市長

住所

氏名

年　　月　　日付け今治市指令記号第　　号により交付額確定通知を受けた補助対象設備について、今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金交付要綱第 21 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1　補助事業を実施した年度

年度

2　発電・自家消費期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

※原則、設置した日の属する年度の翌年度３か年分（４月１日～３月 31 日）を年度毎に報告

3　自家消費割合

A　発電量		kWh
B　売電量		kWh
C　自家消費量（A-B）		kWh
D　自家消費割合（C/A）		%

4　添付書類

発電量が分かる書類、自家消費量が分かる書類、その他市長が必要と認める書類

（参考）

ＨＥＭＳデータ収集等に関する同意書

年　　月　　日

（宛先）今治市長

住所

氏名

私は、今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金を交付申請するにあたり、今治市による情報の利用目的等（以下）を理解したうえで、下記の事項について同意します。

(利用目的) 今治市が脱炭素先行地域づくり事業を行うにあたり、 生活スタイルに応じた居住データを分類しエネルギー使用の最適化モデルを構築、地域住民に周知することで、住民の脱炭素型ライフスタイル確立を促進するとともに、エネルギーの地産地消を推進するため。

世帯情報	①世帯人員　（　　）人 ②日中、自宅に滞在している人数　（　　）人
同意事項	□下記のいずれか又は同等以上の性能を有するＨＥＭＳを設置し、電力使用状況等データを今治市に提供すること ・NextDrive 製 EDGE ・TRENDE 製 G-Trex ・SHARP 製（JH-RVB1、JH-RV11、ロボホンライトへムス SR-05ME-Y） ・Panasonic 製 AiSEG2 （MKN713、MKN704 のいずれか）若しくは AiSEG3（MKN7140、MKN7141、MKN706 のいずれか）、スマートコスモ分電盤（マルチ通信型）(既存住宅の場合はスマートコスモ分電盤、若しくはエコーネットライト対応計測ユニット(MKN73318)） ※ＨＥＭＳに関することはメーカー又は施工業者にお問合わせください □導入した再エネ設備の容量や仕様並びに上記の電力使用状況等データを今治市を含む脱炭素先行地域づくり事業の共同提案者で共有すること
その他同意事項	□今治市が脱炭素先行地域づくり事業で計画している余剰電力取引（Ｐ２Ｐ）事業に協力すること □将来、今治市が電力の地産地消事業を開始したときは、余剰電力の売電先を本市が指定する業者に切替えること

	□今治市が脱炭素先行地域づくり事業で計画している地域エネルギー会社等が再生可能エネルギー由来の電気（以下「再エネ電気」という。）の供給を開始した場合、再エネ電気の切替へ協力すること

（参考）【住宅所有者と居住者が異なる場合のみ提出】

今治市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金
設備の設置等に係る同意書

年　　月　　日

（宛先）今治市長

住宅の所有者（同意者）

住所

氏名

電話番号

E-mail

私が所有する住宅について、居住者が、今治市脱炭素先行地域づくり事業費(住宅対象)補助金に申請の上、下記の設備の設置等を実施することに同意します。

記

1　居住者の住所・氏名	住所 氏名
2　設置する設備等	□　太陽光発電設備（□屋根置型太陽光パネル　□ソーラーカーポート） □　蓄電池 □　ＨＥＭＳ □　高効率給湯機器